

三重県共同募金会配分要綱

(配分の目的)

第1条 共同募金の配分は、社会福祉法の所定の条項に従い、寄付者の意思を尊重して適正公正かつ地域福祉の推進に効果のある事業に配分するものとする。

(配分の対象団体)

第2条 共同募金の配分は、県内において地域福祉の推進を図るための社会福祉活動及び更生保護事業その他社会福祉を目的とする事業を実施する者で、共同募金運動に協力する次に掲げるものを対象とする。

- (1) 社会福祉法第2条第2項及び第3項（第13号を除く）に規定する社会福祉事業を行う法人
- (2) 更生保護事業法第2条第1項に規定する更生保護事業を行う法人
- (3) 三重県社会福祉協議会及び市町社会福祉協議会
- (4) 特定非営利活動法人及びボランティア団体
- (5) その他、三重県共同募金会（以下、「本会」という。）が特に必要と認めた団体

(配分事業の種類)

第3条 配分の対象となる事業は、次のとおりとする。

- (1) 広域福祉活動支援事業
- (2) 広域福祉活動推進事業
- (3) 先進的モデル事業
- (4) 社会福祉施設等整備事業
- (5) 地域福祉活動支援事業
- (6) 地域福祉活動推進事業
- (7) 地域歳末たすけあい事業

(配分の原則)

第4条 共同募金の配分は、前条に定める当該事業の配分実施要領（以下、「実施要領」という。）に基づき、募金年度の翌年度において実施する。ただし、地域歳末たすけあい及び災害等準備金に係る配分はこの限りではない。

- 2 共同募金の配分は、配分を受ける者（以下、「受配者」という。）が直接実施する事業の経費に充当することを原則とする。
- 3 共同募金の配分は、借入金の償還または利息の補填については、これを対象としない。

(欠格条件)

第5条 共同募金の配分は、次に該当する団体の事業に対しては行わない。

- (1) 国または地方公共団体が経営し、またはその責任に属するとみなされる事業
- (2) 国籍、宗教、政党、組合などの関係からその対象を特に限定していて一般的に開放されず、構成員の互助共済を主たる目的とする事業等、社会福祉的な性格の明らかでない団体及び事業
- (3) 社会福祉を目的としていても政治、宗教、組合等の運動のために、その手段として行う事業
- (4) その名称の如何にかかわらず、営利のために行っているとみなされる事業
- (5) 公益財団法人 JKA、公益財団法人日本財団、公益財団法人中央競馬馬主社会福祉財団等の補助を受けた事業
- (6) 配分金以外の収入またはほかの財源をもって実施することが適当と認められる事業
- (7) 配分事業による効果が期待できない事業
- (8) 事業開始後、1年を経過しないもの ただし、本会が認める場合はこの限りではない
- (9) 当年度において共同募金との重複感を与えるような寄付金の公募を実施、またはしようとしている事業
- (10) その他、配分事業の種類により実施要領に定める事業

(募集)

第6条 配分申請に係る募集は、本会ホームページに掲載するほか、広報紙を活用するなど広く一般に周知するよう努める。

(配分の申請)

第7条 共同募金の配分を受けようとする者（以下、「申請者」という。）は、第3条に定める当該事業の実施要領に基づき、本会に対して、または団体の所在する市町共同募金委員会（以下、「市町委員会」という。）を経由して申請書を提出しなければならない。

2 前項の申請書提出で市町委員会を経由する場合は、市町委員会は意見書を付して進達するものとする。

(配分の審査)

第8条 配分申請事業の審査は配分委員会で行い、書面審査の他ヒアリング等を実施する。

(三重県社会福祉協議会の意見)

第9条 本会は配分委員会が作成した配分計画について社会福祉法第119条の規定により、あらかじめ三重県社会福祉協議会の意見を求めるものとする。

(配分の決定)

第10条 前条の配分計画に基づき本会理事会、評議員会において決定し、申請者に通知する。

2 配分決定の通知をする場合において、配分の目的を達成するために必要があるときは条件等を付すことができる。

(配分額の調整)

第11条 配分額の決定は前条によることを原則とするが、募金実績額等により必要に応じて配分計画を調整する。

(配分事業の変更)

第 12 条 受配者は、配分決定後にやむを得ない事情により本会が認めた事業について変更したい場合は、事業着手前に配分変更申請書を提出し、承認を受けなければならない。

2 変更申請の提出先は第 7 条の規定によるものとする。

(配分金の交付)

第 13 条 配分金は原則として、翌年度に交付する。ただし、地域歳末たすけあいについては当該年度に交付する。

(配分金の経理)

第 14 条 配分事業に関する経理は、他と明確に区分し、適正に処理しなければならない。

2 配分金は配分目的に反して他の用途へ使用してはならない。

(事業の使途報告)

第 15 条 受配者は、配分事業が完了したときは 3 月以内に使途報告書に関係書類を添付して本会に提出しなければならない。

2 使途報告書の提出先は第 7 条の規定によるものとする。

3 受配者は、配分金の使途に関し、広く一般に周知を図るよう努めなければならない。

4 受配者は、配分事業が配分額に達しない場合は速やかに本会へ連絡し、返還の手続きを行わなければならない。

(配分の取消し)

第 16 条 次に掲げる事項に該当するときは配分の決定を変更もしくは取消し、または配分金の全額もしくは一部を本会に返還させることができる。

(1) 配分決定後、配分事業を一部休止または廃止した場合

- (2) 配分金を指定された事業以外に使用した場合
- (3) 事業と相違した配分申請または使途報告を行った場合
- (4) 経理状況が極めて不良と認められた場合
- (5) その他、本会の指示に従わない、または不適当と認められた場合

(配分金の監査)

第 17 条 本会は、配分金の使途に関する範囲で適時、監査を行う。

2 受配者は、本会が要求するときは必要な記録および諸帳簿等を提示し監査を拒むことはできない。

(物件の管理)

第 18 条 配分事業により取得した物件の管理期間は、配分事業の完了する日の属する年度の終了後 5 年間とする。また、管理期間内において取得した物件の譲渡、交換、又は貸付けをしてはならない。ただし、本会が必要と認めた場合は、その期間を短縮することができる。

(N H K 等歳末たすけあい義援金)

第 19 条 N H K 等歳末たすけあい義援金の配分は別に定める。

(災害支援制度)

第 20 条 災害発生時に災害等準備金を充当して行う災害ボランティア活動支援等に係る配分は別に定める。

附則

- 1 この要綱は平成 31 年 4 月 1 日から施行する。ただし、本要綱施行日以前に交付されている配分金については適用しない。
- 2 三重県共同募金会配分要綱（平成 10 年 4 月 1 日施行）、三重県共同募金会配分基準（平成 10 年 4 月 1 日）及び査定基準（平成 19 年 4 月 1 日）は平成 31 年 3 月 31 日をもって廃止する。